

## 岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月10日(金) 午後1時25分～午後2時15分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

●農業委員11人

会	長	山	本	淳 (14番)
委	員	1番	田	中 一 行
		2番	小	西 由 子
		3番	山	本 一 美
		4番	米	村 進 司
		7番	谷	口 貴 文
		8番	賀	山 圭 子
		9番	飯	野 幸 義
		10番	奥	山 昌 一
		11番	澤	大 篤
		12番	大	森 正 良

●農地利用最適化推進委員5人

15番	土	師 信 義
16番	上	田 芳 夫
18番	中	野 広 正
19番	宮	本 裕 澄
20番	藪	田 俊 博

4. 欠席委員 (3人)

5番	藪	内 孝 博
6番	上	根 慶 万
13番	福	石 幸 生

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

7番 谷 口 貴 文

8番 賀 山 圭 子

日程第4 報告事項

①前総会(10月10日)のてんまつ

②農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第5 議事

①議案第1号 農地法の適用を受けない土地の認定について

②議案第2号 耕作放棄地に係る農地法の適用を受ける土地か否かの判

断について

③議案第3号 農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について

④議案第4号 令和5年度農用地利用集積等促進計画第6号について

日程第6 その他

①令和5年度農業委員会特別研修会の開催について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	杉本征訓
局長補佐	前田悟史
主事	石河香央里

事務局	<p>今月もまた総会が始まるまでも、新型コロナは5類に移行しております。しかしながら、インフルエンザも蔓延しておりますので、当分の間、感染拡大防止のため、農業委員会憲章の唱和、総会資料の1ページにありますけど、こちらのほうは唱和のほうは割愛させていただきますので、本日も各自黙読していただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ただいまから令和5年度第8回総会を開催いたします。</p> <p>総会の成立についてでございますが、本日の出席委員は14名中11名で、岩美町農業委員会会議規則第6条による定足数に達しておりますので、総会の成立を報告させていただきます。</p> <p>なお、5番の藪内委員、6番の上根委員、13番福石委員からは事前に欠席する旨の連絡がございましたので、ご報告させていただきます。</p>
事務局  会 長	<p>それでは、会長から挨拶よろしくお願いいたします。</p> <p>改めまして、皆さんこんにちは。</p> <p>今年もあと一か月とちょっとというふうになりました。まだまだ農作業のほうで忙しくてという人もおられるようですけれども、皆さんのところでは取りあえずは本年度の作業は終わらせていただいていると思います。</p> <p>今日は、この会議終了後、研修ということで、農業会議の井上さんに来ていただいております。ありがとうございます。</p> <p>今年を顧みますと、農業の資材価格の高騰であったり、それから高温障害による品質の低下で、なかなか収入のほうが少ないんじゃないかなというふうに思いますけれども、持続可能な農業のために、政府のほうの支援をこれから要請していくことになると思います。皆さんのほうの協力もよろしくお願いいたしますというふうに思います。</p>
事務局	<p>議長につきましては、会議規則の第4条の規定によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長、以後議長をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、日程第3、議事録署名委員の決定ですけれども、通例どおり私のほうから決めさせていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 長	<p>それでは、7番の谷口委員さん、それから8番の賀山委員さんをお願いをいたします。</p>
議 長	<p>それでは、日程第4のほうの報告事項に入らせていただきます。 前総会のでんまつ、それから農地法第18条第6項の規定による通知についてお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、報告事項について説明させていただきます。 前総会のでんまつについてご説明をさせていただきます。 3ページをご覧ください。</p> <p>1点目、3条1件1筆ということで、大谷地内の地目畑の1筆について、譲渡人が共有名義の4名から譲受人1名への贈与による所有権移転についてお諮りをしました。ご承認いただきましたので、10月13日付けで譲受人、譲渡人それぞれに許可書を送付しております。</p> <p>2点目、5条1件1筆ということで、黒谷地内の田に関する農業用施設の建設を目的とした転用の追認事案についてお諮りしました。ご承認いただきましたので、10月13日付けで県東部農林事務所へ進達しております。また、知事許可については11月2日付けで許可書が出まして、書類の記載には間に合いませんでしたけども、メモをお願いします。農業委員会受付が11月9日、本日11月10日付けで貸し人さんと借り人さんそれぞれに許可書を送付ということで、記載をお願いします。</p> <p>3点目、農用地利用集積等促進計画第5号ということで、6件35筆の申出についてお諮りし、ご意見ありませんでしたので、意見なしという形で10月11日付けで町に回答しております。</p> <p>また、9月案件についてです。9月総会にてご審議いただいた案件について、県から許可が出ましたので報告いたします。</p> <p>4条1件1筆ということで、本庄地内の墓地への一部転用について9月13日付けで県東部農林事務所へ進達しておりましたが、10月2日付けで許可が下りまして、10月12日付けで農業委員会で受付をしましたので、同日付けで申請人に許可書を送付しております。</p> <p>前総会のでんまつの報告は以上です。</p> <p>続いて、農地法第18条第6項の規定による通知についてを報告させていただきます。</p> <p>議案の4ページ、5ページをご覧ください。</p> <p>今回、農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借契約の解約通知を受理したものは7件12筆です。</p> <p>1件目は、1番ですけれども、こちらは地権者と耕作者間の相対での設</p>

定を解約するもので、本日の議案第3号、3条の申請によって改めて所有権移転が出てきますので、そちらでご審議いただく予定です。

2件目以降は2番から12番までについてでして、こちらは4ページ、5ページにまたがる2番から10番は耕作者の規模縮小による解約、11番、12番は農地の集約を目的とした解約となりまして、今回の議案第4号の集積等促進計画で再配分先をご審議いただく予定にしております。

報告は以上です。

議長

報告が終わりました。

皆さんのほうで質問がありましたら。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、議事のほうに入らせていただきます。

議長

それでは、日程第5の議事、第1号議案について、事務局、説明をお願いします。

事務局

6ページをお開き願います。

議案第1号でございます。「農地法の適用を受けない土地の認定について」でございます。

下記のとおり非農地証明申請書を受理しましたので、申請の土地は現況が農地法に規定する農地以外の土地であることの認定を求めるものでございます。

事務局

今回、3件5筆の非農地証明申請書が提出され、受理しております。

3件まとめて説明をさせていただきます。

まず、1件目についてご説明いたします。

1件目は1番についてです。申請者は、岩井の\*\*\*\*\*さんです。

別添の資料1も併せてご覧ください。

申請地の地番と登記上の地目は、大字岩井\*\*\*\*\*の畑で、現況は墓地となっております。面積は122平米です。土地の状況としましては、昭和54年頃から墓地として利用しており、40年以上耕作しておらず、墓地の状態となっております。証明は山本委員にいただいております。

資料1につきまして、資料1の1ページ、塗り潰しの部分が今回申請地です。

また、2ページに現況写真をつけております。現況は、1筆の中に8基

分の墓地がありまして、現時点で建ってないものもありますけれども、8か所に分かれているという状況でございます。

次に、2件目についてご説明させていただきます。

申請者は、浦富の\*\*\*\*\*さん。

別紙資料2を併せてご覧ください。

申請地の地番と登記上の地目は、大字浦富\*\*\*\*\*の畑で、現況は原野となっております。面積は311平米です。土地の状況としましては、20年以上にわたり耕作しておらず、一帯が原野化しており、農地として復帰できる見込みもないということです。証明は米村委員にいただいております。

こちら資料2の1ページ、塗り潰しの部分が今回申請地の位置となります。

また、2ページに現況写真をつけております。南側から撮影したのになっております。

最後に、3件目についてご説明いたします。

申請者は鳥取市の\*\*\*\*\*さんです。

別紙資料3を併せてご覧ください。

申請地は3筆あり、地番と地目については大字荒金\*\*\*\*\*、登記地目は畑で面積は109平米。また、大字荒金\*\*\*\*\*、登記地目は畑、面積は297平米。最後に、大字荒金\*\*\*\*\*、地目が畑で面積が479平米となっております。こちら、3筆とも現況は原野で申請をいただいております。土地の状況としましては、30年ほど前より耕作されず荒地となっております。雑草・灌木類が生育している状態となっております。証明は飯野委員にいただいております。

こちら、資料3の1ページの塗り潰しの場所が申請地です。めくっていただいて2ページは\*\*\*\*\*の現況写真となっております。地形的には、一番上の部分が衛星写真となっております。

また、3ページ、こちらが\*\*\*\*\*と\*\*\*\*\*が隣り合っているような状態です。すいません、衛星写真の中には古くてなかったんですけども、今現時点では\*\*\*\*\*の\*\*\*\*\*の上手のほうに太陽光発電がありまして、そちらの奥側の部分が今回申請地でございます。

また、この\*\*\*\*\*と\*\*\*\*\*の筆については、農地台帳上、既に山林として現況地目を整理しておりまして、今回申請者のほうから登記地目が変わっていないので非農地申請をされたところと、あと申請者のほうからは現況を原野として申請があったので、そのまま上げさせていただいております。

非農地証明申請については、説明は以上です。

議長

非農地の説明が終わりました。

委員さんのほうで現地確認していただいておりますので、報告をお願いします。

3 番 現地を確認させていただきました。1 番の岩井なんですけども、これは元が畑のまま処理されてたということで、それを墓地に代用して、8 件の方に\*\*\*\*\*さんが貸し出して、そこを8 分割して集団墓地にしてあるということで、40 年ほど前からしてあったということで、現地を見たらもう畑に戻るような状態じゃないですし、非農地ということで決めさせていただきました。

以上です。

4 番 両側が挟まれた土地なんで、片側はこの間造成した土地で、その後、左、東側も伐採した木のくずとかが高く積んであって、地形的にも細長い土地なんで誰も作る見込みがないなと思ひまして、非農地と認定させていただきました。

以上です。

9 番 荒金の1 件目ですけど、これは山の谷の奥のほうの畑でして、全然入れないようなところですよ。

それから、その次の\*\*\*\*\*の土地につきましても、もう何十年も手を入れてないっていうか、\*\*\*\*\*の道路等の整備をした後、そのままというような現状で、原野になっております。

以上です。

議 長 委員さんのほうから現況についての報告がありました。  
皆さんのほうでご意見、ご質問がありましたらお願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、採決をさせていただきます。  
第1 号議案に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成で承認されました。

議 長

それでは、議案第2号のほうに入らせていただきます。  
事務局のほう、説明をお願いします。

事務局

8ページをお開き願います。  
議案第2号「耕作放棄地に係る農地法の適用を受ける土地か否かの判断について」でございます。  
別紙の土地が農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かについて判断を求めるものでございます。

事務局

今回、非農地判断として3筆の耕作放棄地、いわゆる再生困難なB判定農地について上げさせていただいております。

別紙については、議案の9ページをご覧ください。

近年、地権者から随時申出があり、非農地と認めるものについては非農地証明として処理をさせていただいております。また利用状況調査の結果、再生困難であると判定するものは年度末に、今、大字ごとでまとめて段階的に非農地判断を行っておるところでございます。ただ、今回、農振農用地内の筆について地権者から相談があり、非農地証明というところを検討させてもらったんですが、農振農用地については非農地証明ができないというところで、農業委員会で判断する非農地判断ということが可能ということを確認をしましたので、今回、第2号議案として上げさせていただいております。

改めまして、今回、非農地であるかどうか、耕作放棄地に係る農地法の適用を受ける土地か否かの判断についてご審議いただく場所につきましては9ページをご覧ください。

大字池谷\*\*\*\*、地番が\*\*\*\*、\*\*\*\*、\*\*\*\*の3筆です。こちら、登記地目は3筆とも田です。面積は、それぞれ828平米、743平米、507平米。いずれも作付しなくなってから30年以上経過し、令和3年の利用状況調査から再生困難地として判定をしております。

また、該当地は、資料の4をご覧ください。

資料4、1ページに該当地の位置図をつけております。こちら、場所としましては、堤の奥に位置しております。山際でもあるので、今後、農地として復帰する見込みもなく、町のほうにも農振農用地の整備については今後外していただくということで承諾をいただいております。

現況写真を資料4、2ページにつけております。

こちらの非農地判断の流れとしましては、町農業委員会で定めた取扱要領では、農地部会で非農地判断する筆を精査して、地権者へ非農地判断をさせていただくかもしれませんということで事前通知をして、その後、非農地判断の議案を総会に上げて、通ったら非農地通知を発出し、また、登記地目を、税務課とか法務局を通して、職権で登記地目を変更するという



ような流れになっておりますけれども、今回は地権者の意向が既に分かっていること、また既にB判定農地としているということから、農地部会を省略させていただいたことをご了承ください。また、今回議案が通りましたら、事務局からは非農地通知の発出のみ行わせていただきまして、登記地目の変更は地権者さんでお願いしたいと思っております。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

質疑を求めたいと思います。質疑のある方、挙手をお願いします。

3 番

この3件以外は耕作してありますか。現地を見てないので。

位置図に示してあるこの谷について4番目からは耕作してありますか。

事務局

4番目から3筆は現時点で作付はされてはいいんですけど、地権者さんのほうで管理をして、耕作の意思はあるということで、それ以降は耕作中です。

3 番

分かりました。ありがとうございます。

議 長

ほかに。

(質問、意見なし)

議 長

ないようですので、採決をさせていただきます。

議案第2号に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。

議 長

それでは、第3号議案のほうに入らせていただきます。

事務局のほう、説明をお願いします。

事務局

それでは、10ページをお願いいたします。

議案第3号でございます。「農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について」でございます。

農地法第3条の規定による農地の権利移動について、下記のとおり許可

申請書を受理いたしましたので、許可について採択を求めるものでございます。

事務局

では、ご説明させていただきます。

今回、1件1筆の申請を受理しております。

申請地は、大字長郷\*\*\*\*、面積が860平米、登記地目は田です。申請者は、譲受人が長郷の\*\*\*\*さん、譲渡人が鳥取市の\*\*\*\*さんです。権利の内容は、売買による所有権移転です。

場所につきましては、資料5の2ページをご覧ください。

長郷集落と県道に挟まれた場所になっております。

資料5、1ページに戻っていただきまして、(1)許可要件については、農地法、農業委員会が定める基準に適合していることを確認いたしました。

(2)申請地の現状及び今後の予定についてということですが、申請地は、これまで譲受人の父が利用権設定を受けて、あぜの機能を残した状態で野菜を作付されているというところで、今後も同様に野菜を作付して、世帯員で協力して耕作、営農予定のため、周辺農地に影響を及ぼすことはありません。ジャガイモ、タマネギの作付けを予定されているということでお伺いしております。

売買価格としては全体で\*\*\*\*円ですので、1反当たり\*\*\*\*円何がしというところでした。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質疑を求めたいと思います。

質疑のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議長

では、質疑がないようですので、採決のほうをさせていただきます。

議案第3号の許可について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成です。

議長

次は、議案第4号です。

事務局のほうの説明をお願いします。

事務局

11ページをお開き願います。

議案第4号「令和5年度農用地利用集積等促進計画第6号について」で  
ございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、  
農用地利用集積等促進計画の案について岩美町長より協議がありましたの  
で、委員会の意見を求めるものでございます。

事務局

では、今回の農用地利用集積等促進計画案については、12ページから  
14ページをご覧ください。

今回、報告事項で合意解約をさせていただいた中で、今回の再配分先と  
して該当するものは、1番の\*\*\*\*\*さんの3筆と、6番\*\*\*\*\*さんの小字が  
\*\*\*\*\*のものと、9番の\*\*\*\*\*さん、相谷の\*\*\*\*\*のものと、11番の\*\*\*\*\*  
さんが3筆該当されております。こちらのどの筆がというのは、また資料  
を見比べていただいて、ご確認ください。

こちら、14ページに総括を載せております。

権利の設定をする農用地については、賃借権によるものが45筆、6万  
6,136平米で、使用貸借によるものが3筆、4,151平米です。

説明は以上です。お願いします。

議長

説明が終わりました。

それでは、質疑のほうに入らせていただきます。

議長

それでは、整理番号1番、\*\*\*\*\*の利用権の設定についてご意見があり  
ましたらお願いします。質疑ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決をさせていただきます。

整理番号1番の\*\*\*\*\*の利用促進計画に賛成の方の挙手をお願いしま  
す。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

それでは、整理番号2番の\*\*\*\*\*の集積促進計画についてご意見、質問  
がありましたらお願いします。ありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ないようですので、採決させていただきます。  
2番の\*\*\*\*\*の促進計画について賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

ありがとうございました。全員賛成です。  
それでは、そのほかの方々、3番の\*\*\*\*\*、4番の\*\*\*\*\*、5番の\*\*\*\*\*さん、6番の\*\*\*\*\*さん、7番の\*\*\*\*\*さん、8番の\*\*\*\*\*さん、9番の\*\*\*\*\*さん、10番の\*\*\*\*\*さん、11番の\*\*\*\*\*さん、12番の\*\*\*\*\*さん、13番の\*\*\*\*\*さん、それぞれ意見、質問がある人はお願いします。

1番

質問ですけど、整理番号5番と6番と10番の水田面積のうちの何平米って分かれてるんですけど、分筆されたものがこうしてまた面積が分かれて出るっていうのが、どういう用途になっているのかということをお教えいただけますか。

事務局

5番と10番については、今現時点で既に耕作している耕作面積を参考に、公社と確認して出させていただきます。  
6番については、今、一時転用を一部しておりますので、そちらを除いたものを今回上げさせていただきます。\*\*\*\*\*道路の仮設道路の辺りです。  
以上です。

1番

10番は。

事務局

10番も耕作面積を参考にしているはずですよ。

1番

了解しました。

11番

すいません、人を知らないもので、分かれば教えてください。14ページの12番の\*\*\*\*\*さんと、13番の\*\*\*\*\*さん、耕作者ですけど、どんな年の方ですか。分かったら教えてください。

事務局

\*\*\*\*\*さんは60過ぎぐらいで、\*\*\*\*\*さんは50代に行かないぐらいです。

議長

よろしいですか。

そのほか。

3番

1つだけ教えてもらえませんか。毎回こういう賃料が出て、賃料が高いのから安いのでいろいろあるんだけど、これからの農業を本当に今考えたときに、今の体制でずっとこうやって大きな賃料を払っていくのかなとか思って質問したいんだけど、これは相対で交渉しているんですか。やっぱり賃料をそれぐらい払ってほしいって言うんですか。田んぼを借りるときに、相対でその人と交渉するとき、4,000円くれとか6,000円くれとか言われるんですか。

今は全然作業協力もないし、全体的にいろんな面に関して、水路の掃除をするわけじゃないし、もうちょっとその辺を配慮した賃料に持っていければ、コストを考えて賃料設定をするとかという努力をすれば、農業をする人が楽にならへんかなと思って質問したんですけど。ピンからキリまである。極端に言ったら0円でもええっていう家もある。

だから、高い賃料を払っている人がどんなだろうと思って。それでもいいって言うんだったらそれでいいんですけど、節約できるものだったら節約したほうが、日頃の協力も何もしてくれんのに、そう思いまして質問させてもらいました。

事務局

すいません、事務局のほうでは単価についてはそこまで。

3番

事務局はね。  
農業者の人に聞いてみたんです。

事務局

耕作者さんと公社を通じてどういう話を持っていかれるかっていう。ただ、これまでは、これまでこの価格で来ていて、そのままで行きますとか、そういう話もあったのかなとは思っているので、そのあたり、どんなふうを持っていかれるかっていうところ。

3番

このたび農地を借りている人たちが3,000円、4,000円、8,000円という、そのぐらい払って、お金になるのかなと思って質問させてもらったんです。ここで借り取る人は、相対でそのぐらい欲しいって言われて払っているのか、それとも余裕があって払っているのか、その辺を教えていただきたいと質問させてもらいました。

20番

私が知つとる限りは、条件がいい場所なので8,000円が高いとは私は思ってません。それはそれでいいじゃないですか。0円のところもあってもいいし、3,000円のところがあってもいいし、2,000円のところがあってもいい。これは、農業委員が何ぼにしましょうとか、高い

から見直しましょうとか、そんなことまで言うことはないと思いますよ。  
以上です。

議 長 よろしいですか。なかなか難しい問題ですけどね。

(質問、意見なし)

議 長 それでは、ないようですので採決のほうをさせていただきます。  
3番、4番、5番、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番の整理番号の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。  
それでは、議事のほうは終了いたしました。

---

議 長 日程6のその他に移ります。  
事務局のほうでありましたらお願いします。

事務局 ①令和5年度農業委員会特別研修会の開催について

議 長 それでは、本日の総会はこれで終わらせていただきます。  
来月の総会、12月11日月曜日午後1時半からお願いします。